

**体育館の通年利用を  
希望する団体は  
「年間利用要望書」を  
提出してください**

体育館（小中学校などの体育館を含む）の有効利用を図るため、事前に通年利用を希望する団体を把握し、利用調整を行います。

4月1日から翌年3月31日までの間に通年利用を希望する団体は、要望書を提出してください。

① 要望書は各教育事務所地区教育係または、社会教育課（畑野行政サービスセンター）、サンテラ佐渡スーパリアリーナのいずれかに提出してください。

② 2月8日（金）午後5時まで  
③ 他 要望書はお申し込み先の窓口にて提出してあります。

今年度に通年で利用している団体も要望書の提出が必要です。希望が重複した場合は調整します。

④ 教育委員会社会教育課  
社会体育係 ☎66-4160



## 平成31年度（平成30年分）市・県民税申告受付

### 暮らしを支える会費「税金」はとても大切なものです ～正しい申告と納税をお願いします～

税金は、年金や医療、福祉、教育など「暮らしでの助け合いのための活動」や、みんなの安全を守る警察・消防、道路・水道の整備という「みんなのために役立つ活動」などに使われています。そのために必要なお金をみんなで出し合って負担するのが税金です。

所得税や法人税などは、納税者自らが所得などの申告を行うことにより税額を確定し納税する**申告納税制度**となっていますので、正しい申告と納税をお願いします。

#### 申告受付会場は大変混雑します

会場が混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあります。ゆとりを持ってお越しください。

事業所得を申告される方で収支内訳書が未作成の方、医療費控除を申告される方で医療費控除の明細書が未作成の方は、受け付けができません。必ず作成の上、お越しください。

#### 【常設申告受付会場】

- ① 2月18日（月）～3月15日（金）
- ② アミューズメント佐渡（中原234番地1）  
市役所両津支所（両津湊198番地）  
市役所相川支所（相川栄町27番地）

#### 【臨時申告受付会場】

- ① 2月18日（月）～25日（月）
- ② 赤泊総合文化会館（赤泊2458番地）
- ③ 2月26日（火）～3月5日（火）
- ④ 小木地区公民館（小木町1940番地1）
- ⑤ 3月6日（水）～15日（金）
- ⑥ 市役所羽茂支所（羽茂本郷550番地）

#### 受付時間（各会場共）

午前9時～11時30分、午後1時～4時  
※土・日曜日は開設していません。

⑦ アミューズメント佐渡会場は、佐渡税務署による「所得税確定申告受付」と合同開催です。次に該当する方は、ほかの会場では受け付けできません。アミューズメント佐渡の佐渡税務署受け付けで申告してください。

- ・土地、建物、株式等の譲渡所得のある方
- ・青色申告および消費税を申告される方
- ・住宅ローン控除を初めて受ける方

⑧ 総務部税務課 市民税係 ☎63-5110

